電気需給約款の変更について

当社の電気需給約款(以下「電気需給約款」といいます。)を2018年6月25日付で変更いたしますので、 ご案内申し上げます。

変更内容の詳細につきましては、別紙をご参照ください。

1. 変更の対象となる約款等

電気需給約款

2. 変更の概要

- ・2018 年 6 月 5 日付の「電気料金の算定誤りに関するお詫びとお知らせ」にてご案内しておりますとおり、電気需給約款と当社の電気料金計算システムとの整合性を図るため、日割計算式を変更いたします。
- ・無契約状態で当社に電気の契約をお申込みされたお客さまの電気の契約日(供給開始日)に関する内容を追加いたします。
- ・契約終了日に関する内容を追加いたします。
- ・その他誤記訂正等の軽微な変更を行います。
- ・電気料金単価に変更はありません。

3. 変更の効力発生日

2018年6月25日 (月)

4. 変更後の約款等の掲載先

URL : http://www.enexls.ne.jp/kiyaku.html

5. 本件に関するお問い合わせ先

エネクスライフサービスお客様サポートセンター

電話番号 : 0570-000-652

受付時間 : 平日・土日祝日 10:00~19:00

以上

【 電気需給約款の変更内容 】

	現行	変更後
第6条 本契約の申	(新設)	4. 無契約状態で電気を使用しているお客さまから当社
本条約の中 込み		に対し本契約の申込みがあった場合、当社は、無契約期
~/		間について電気を供給することが義務付けられている
		小売電気事業者から電気の供給(ただし、経過措置期間
		経過後は一般送配電事業者による最終保障供給)を受け
		たとするか、当該無契約状態による電気の使用が開始し
		た日から遡って当社と契約していたとするかのいずれ
		かをお客さまに選択していただくことにより、かかる本
		契約の申込みを受け付けるものとします。お客さまがい
		ずれかを選択していただけない場合、お客さまからの本
		契約の申込みについて、当社は受け付けません。
第9条 供	1. 当社は、第7条(本契約の成立)に定める承諾をしよう	1. 当社は、第7条(本契約の成立)に定める承諾をしよう
給の開始	とするときは、お客さまおよび一般送配電事業者と協議	とするときは、お客さまおよび一般送配電事業者と協議
	のうえ需給開始日を定め、需給開始日から、本契約にも	のうえ需給開始日を定め、需給開始日から、本契約にも
	とづく電気の供給を開始します。	とづく電気の供給を開始します。 なお、当社は、第6条
		(本契約の申込み) 第4項に基づきお客さまが無契約状
		態による電気の使用が開始した日より当社と契約して
		いたとすることを選択された場合、当該無契約状態によ
		<u>る電気の使用が開始した日を需給開始日とすることと</u>
		<u>します。</u>
第12条 使	(1) 検針は、 <u>当社がお客さまに対し</u> あらかじめ <u>お知らせし</u>	(1) 検針は、原則として一般送配電事業者があらかじめ定
用電力量の	た日 (一般送配電事業者の供給地点の属する検針区域に	<u>めた</u> 日において各月ごとに一般送配電事業者により行
計量および	応じて定めた毎月一定の日(以下「検針の基準となる日」	われ、お客さまが不在等のため一般送配電事業者が検
検針	といいます。) および休日等を考慮して定められます。)	針できなかった場合は、別の日に検針が行われます。
	において各月ごとに一般送配電事業者により行われ、お	
	客さまが不在等のため一般送配電事業者が検針できな	
	かった場合は、別の日に検針が行われます。	
	(2) 一般送配電事業者は、やむをえない事情がある場合に	(2) 一般送配電事業者は、やむをえない事情がある場合に
	は、前号にかかわらず、一般送配電事業者が <u>お客さまに</u>	は、前号にかかわらず、一般送配電事業者があらかじ
	あらかじめ <u>お知らせした</u> 日以外の日に検針を行うこと	め <u>定めた</u> 日以外の日に検針を行うことがあります。な
	があります。なお、この場合であっても、一般送配電事	お、この場合であっても、一般送配電事業者があらか
	業者がお客さまにあらかじめ <u>お知らせした</u> 日に検針を	じめ <u>定めた</u> 日に検針を行ったものとみなされます。
	行ったものとみなされます。	
	(3) 一般送配電事業者は、お客さまへの電気の供給開始日	(3) 一般送配電事業者は、お客さまへの電気の供給開始日
	から、その直後の供給地点の属する検針区域の検針日ま	から、 <u>あらかじめ定めた</u> 検針日までの期間が短い場合、
	での期間が短い場合、第(1)号にかかわらず、各月ごと	第(1)号にかかわらず、各月ごとに検針を行わないこと
	に検針を行わないことがあります。この場合、供給開始	があります。この場合、供給開始日の直後の、 <u>あらか</u>
	日の直後の、 <u>供給地点の属する検針区域において検針を</u>	<u>じめ定めた</u> 日に検針を行ったものとみな <u>す場合があり</u>
	<u>行うとされている</u> 日に検針を行ったものとみな <u>され</u> ま	ます。
	す。	
	(4) 一般送配電事業者は、前号に掲げる場合を除くほか、	
	非常変災等特別の事情がある場合、第(1)号にかかわら	(4) 一般送配電事業者は、前号に掲げる場合を除くほか、
	ず、各月ごとに検針を行わないことがあります。この場	非常変災等特別の事情がある場合、第(1)号にかかわら
	合でも、検針を行わない月については、一般送配電事業	ず、各月ごとに検針を行わないことがあります。この場
	者が <u>お客さまに</u> あらかじめ <u>お知らせした</u> 日に検針を行	合でも、検針を行わない月については、一般送配電事業
	ったものとみなされます。	者があらかじめ <mark>定めた</mark> 日に検針を行ったものとみなさ
		れます。
第13条	1. 料金は、以下の場合を除き、「1 月」を単位として算定	1. 料金は、以下の場合を除き、「1 月」を単位として算定
料金の算定	し、「1月」とは、前月の検針日から当月の検針日の前日ま	し、「1月」とは、前月の検針日から当月の検針日の前日ま

および算定期間	 での期間(以下「検針期間」といいます。)とします。 (3)検針期間の日数が、前月の検針日が属する月の暦日数(以下「基準日数」といいます。)よりも6日以上多かった場合、または6日以上少なかった場合。 (4) (新設) 2. (1)及び(2) (変更なし) (3) (新設) 	での期間(以下「検針期間」といいます。)とします。ただし、前条(使用電力量の計量および検針)第3項第(3)号の場合であって、同号にもとづき一般送配電事業者があらかじめ定めた日に検針を行ったものとみなさなかった場合の料金の算定期間は、供給開始日からその直後に実際に検針が行われた日の前日までの期間といたします。 (3)検針期間の日数が、前月の検針日が属する月の暦日数よりも6日以上多かった場合、または6日以上少なかった場合。 (4)その他当社が「1月」とすることが適切ではないと判断した場合 2. (1)及び(2) (変更なし) (3) その他当社が「1月」とすることが適切ではないと判断した場合
第14条日割計算	(1) 当社は、第 13 条 (料金の算定および算定期間) 第 1 項(1)号、同(2)号 <u>または</u> 同(3)号の場合は、次により料金を算定いたします。	(1) 当社は、第 13 条 (料金の算定および算定期間) 第 1 項(1)号、同(2)号、同(3)号もしくは同(4)号または第 2 項 (1)号、同(2)号もしくは同(3)号の場合は、次により料金を算定いたします。
	(a) 乃至(d) 変更なし (2) 第13条(料金の算定および算定期間)第1項(1)号の 場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には 開始日および再開日を含み、休止日、停止日および終了日 を除きます。 また、第13条(料金の算定および算定期間)第1項(2)号 の場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変 更のあった日から適用いたします。	(a) 乃至(d) 変更なし (2) 第 13 条 (料金の算定および算定期間) 第 1 項(1) 号 <u>ま</u> たは第 2 項(1)号の場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および終了日を除きます。 また、第 13 条 (料金の算定および算定期間) 第 1 項(2)号または第 2 項(2)号の場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。
第26条 契約期間	1. (1) 契約期間は、需給開始日から1年目の日までとします。ただし、ただし、お客さまと当社が別途合意する場合は、別途合意する期間とします。	1. (1) 契約期間は、需給開始日から1年目の日までとします。ただし、お客さまと当社が別途合意する場合は、別途合意する期間とします。また、お客さまが第 27 条第1項に定める解約通知をせずに、既に転居されている等、お客さまが明らかに電気の使用を中止したと認められるときは、お客さまが最後に電気を使用した日と当社が判断した後に、当社が本契約を終了させる措置を完了した日に本契約が終了するものとします。なお、お客さまが既に転居されている等、お客さまが明らかに電気の使用を中止したと一般送配電事業者が判断した場合は、一般送配電事業者が電気の供給を終了させるための措置を行った日に本契約が終了するものとします。
第27条 お 客さまの申 し出による 解約	2. (1) 当社がお客さまの解約通知を解約希望日の翌日以降 に受け取ったときは、当社が解約通知を受け取った日に本 契約が終了するものとします。	2. (1) 当社がお客さまの解約通知を解約希望日 <u>または退去等でお客さまが電気の使用を中止した日</u> の翌日以降に受け取ったときは、当社が解約通知を受け取った日に本契約が終了するものとします。
第28条 契 約の解除お よび期限の 利益の喪失	1. お客さまが、以下の各号のいずれかに該当するときは、当社はお客さまとの本契約を解除することができるものとし、当該解除によって、お客さまは当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失うものとし、直ちに債務の全額を一括弁済していただきます。この場合、当社は、本契約を解除する15日前までに解	1. お客さまが、以下の各号のいずれかに該当するときは、当社はお客さまとの本契約を解除することができるものとし、当該解除によって、お客さまは当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失うものとし、直ちに債務の全額を一括弁済していただきます。この場合、当社は、本契約を解除する15日前までに解

除日を明示し、お客さまに対して①本契約を解除後、

無契約となった場合には電気の供給が止まることおよ

除日を明示し、お客さまに対して①本契約を解除後、

無契約となった場合には電気の供給が止まることおよ

び②お客さまが希望される場合には、電気を供給する ことが義務付けられている小売電気事業者から電気の 供給を受けることができることを説明します。

- 2. (変更なし)
- 3. (新設)

び②お客さまが希望される場合には、電気を供給する ことが義務付けられている小売電気事業者(ただし、 経過措置期間経過後は一般送配電事業者)から電気の 供給を受けることができることを説明します。

- (変更なし)
- 3. 前二項にもとづき当社が解除をする場合、当該解除を した日に本契約が終了するものとします。
- 1. 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。
- (1) 基本料金、最低料金または最低料金に適用される再生 可能エネルギー発電促進賦課金を日割りする場合
- 1 月の該当料金×(日割り計算対象日数/前月の検針日 が属する月の暦日数)

別紙5 日割計算の 基本算式

- 1. 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。
- (1) 基本料金、最低料金または最低料金に適用される再生 可能エネルギー発電促進賦課金を日割りする場合
- 1 月の該当料金×(日割り計算対象日数/検針期間の日 数)

ただし、第13条(料金の算定および算定期間)第1項 第(3)号に該当する場合は、

(日割り計算対象日数/検針期間の日数) は、(日割り 計算対象日数/暦日数)と

いたします。

- (2) 従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場
- (a) 最低料金適用電力量=15キロワット時×(日割り計算 対象日数/検針期間の日数)
- (b) 各段階料金適用電力量=各段階の閾値×(日割り計算 対象日数/検針期間の日数)

ただし、第13条(料金の算定および算定期間)第1項 第(3)号に該当する場合は、(日割り計算対象日数/検針 期間の日数)は、(日割り計算対象日数/暦日数)とい たします。なお、算定された最低料金適用電力量および 各階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とします。 (変更なし)

2. 電気の供給を開始し、または本契約が終了した場合の 上記 1. (1)および(2)にいう検針期間の日数は、次のと おりといたします。

(3)及び(4)

- (1) 電気の供給を開始した場合 供給開始日の直前のその供給地点の属する検針区域の 検針日から、その供給開始直後の検針日の前日までの日
- (2) 本契約が終了した場合 供給終了日の直前の検針日から、当社が次回の検針日と してお客さまにあらかじめお知らせした日の前日まで の日数といたします。

(3)新設

数といたします。

- 3. 電気の供給を開始し、または本契約が終了した場合の 上記 1.(1)および(2)にいう歴日数は、次のとおりとい たします。
- (1) 電気の供給を開始した場合

供給地点の属する検針区域の検針の基準となる日(供給 開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものとい たします。)の属する月の日数といたします。

- (2) 従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場
- (a) 最低料金適用電力量=15キロワット時×(日割り計算 対象日数/前月の検針日が属する月の暦日数)
- (b) 各段階料金適用電力量=各段階の閾値×(日割り計算 対象日数/前月の検針日が属する月の暦日数)

なお、算定された最低料金適用電力量および各階料金適 用電力量の単位は、1キロワット時とします。

> (3)及び(4) (変更なし)

- 2. 電気の供給を開始し、または本契約が終了した場合の 上記 1.(1)および(2)にいう前月の検針日が属する月の 暦日数は、次のとおり読み替えるものといたします。
- (1) 電気の供給を開始した場合 供給開始日の属する月の暦日数とします。

(2) 本契約が終了した場合

本契約の終了(解約または解除を含み、以下同様としま す。) 日が属する月の暦日数とします。

- (3) 一般送配電事業者があらかじめ定めた検針日と翌月 の検針日との間に電気の供給を開始し、かつ本契約を終 了した場合
- 供給開始日の属する月の暦日数とします。
- 3. 本約款第13条(料金の算定および算定期間)第1項 (2) 号または第 2 項 (2) 号に該当する場合の上記 1. (1) および(2)にいう前月の検針日が属する月の暦日数は、 「前月の検針日から今月の検針日の前日までの日数」と 読み替えるものといたします。

(2) 本契約が終了した場合

供給地点の属する検針区域の検針の基準となる日(供給 終了日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するも のといたします。) の属する月の日数といたします。

まに計量日をお知らせした場合、計量期間と読み替えて適 用します。この場合、2.にいう検針日は計量日といたしま

4. 1. から 2. にいう検針<u>期間</u>は、当社があらかじめお客さ 4. 1. から 3. にいう検針 $\underline{\textbf{L}}$ は、当社があらかじめお客さま に計量日をお知らせした場合、計量日と読み替えて適用し ます。

以上